

大阪府総務部契約局建設工事検査の技術的基準

(目的)

第1条 この基準は、大阪府総務部契約局建設工事検査要領第9条の規定に基づき、検査員が検査を行うに当たって必要な技術的基準を定め、もって検査の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、契約書、仕様書及び設計書並びにその他関係書類に基づき、工事実施状況、出来形、品質及び出来ばえについて行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第3条 工事実施状況の検査は、工事請負契約書等の履行状況について、施工計画書及び工事施工状況等の記録（工事打合せ記録又は工事写真等をいう。）と図面、仕様書及び設計書等（以下「設計図書」という。）とを対比し、別表第1に掲げる事項に留意して行うものとする。

(出来形の検査)

第4条 出来形の検査は、設計図書と実地の位置、出来形寸法等を比較して別表第2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察及び施工管理の状況を示す資料、工事写真等により、当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、工事請負契約書に定めるところにより、必要に応じて破壊して行うものとする。

(品質の検査)

第5条 品質の検査は、設計図書と実地の観察、材料の品質証明書及び試験結果等を比較して別表第3に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察及び品質管理の状況を示す資料、工事写真等により、当該品質の適否を判断することが困難な場合は、工事請負契約書に定めるところにより、必要に応じて破壊して行うものとする。

(出来ばえの検査)

第6条 出来ばえの検査は、仕上げの状態、とおり、納まりの程度及び外観について、目視又は観察により行うものとする。

(中間検査)

第7条 中間検査は、別表第4に基づき行うものとする。

2 中間検査で確認した出来形部分等については、施工状況から再度の確認が必要な場合を除き、完成検査時の確認を省略することができる。

(出来高検査)

第8条 出来高検査は、工事の出来高に関する資料（監督職員が作成する出来高設計書等という。）と工事の進捗状況を対比し、支払対象部分の工事完了及び支払対象の搬入済みの工事材料又は製造工場等にある工場製品の確保がなされているかの確認を別表第5に基づき行うものとする。

(清算検査)

第9条 清算検査は、出来高検査に準じて行うものとする。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成23年1月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年7月30日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

工事実施状況の検査

項目	関係書類	内容
(1) 工事請負契約書等の履行状況	工事請負契約書、設計図書、関係法令に関する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指示、承諾、協議事項等の処理内容 (令和5年4月1日以降に契約した工事については、産業廃棄物の処理に関する特記仕様書に定める提出書類の確認を含む) ・ 各種関係法令等に基づく届出書類 ・ 関係法令に基づく検査結果
(2) 施工体制	施工体制台帳、施工体系図、施工計画書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な施工体制の確保状況
(3) 工場製作状況	設計図書、施工計画書、製作図、完成図書、工場製作管理記録、試験成績書、協議書(打合簿)、製作写真、その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書の要求事項に対する機器製作の処理状況及び管理状況
(4) 工事施工状況	設計図書、施工計画書、施工図、製作図、施工管理記録、試験成績書、監督員検査結果・段階確認書、協議書(打合簿)、工事写真、その他関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 設計図書等と施工計画書の比較 ・ 工法、品質管理資料 ・ 施工に関する疑義の処理状況 ・ 不可視部分の写真撮影状況
(5) 工程管理	実施工程表、出来高、監理報告書、工事日報、工事月報(工事履行報告)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事管理状況、工事進捗状況
(6) 安全対策	安全管理関係書類	<ul style="list-style-type: none"> ・ 安全管理状況 ・ 関係法令の遵守状況

別表第2（第4条関係）

出来形の検査

■土木工事

項目	検査内容	検査方法
(1) 一般事項	設計図書、仕様書等に表示される設計諸元及び構造物寸法	土木工事施工管理基準に基づき協議書、段階確認、出来形管理図表、工事写真、実測等により確認
(2) 設計諸元の確認		
共通事項	位置又は起終点、基準高、延長	協議書、段階確認書、測量成果品、出来形管理図表、工事写真、実測等により確認
河川	堤防天端高、河床高、河川幅員、河床縦断勾配、河川中心線	
砂防	基準高、法線	
道路	基準高、道路幅員、横断勾配、縦断勾配、道路中心線	
橋梁下部	中心間距離、支間長、斜角、支承部計画高	
下水道	基準高、縦断勾配、管渠中心線	
港湾	防潮堤天端高、護岸天端高、エプロン天端高、前面水深	
公園	施設配置(動線)	
山腹工	構造物配置、縦断勾配	
ため池	堤体中心線、施設配置	
ほ場	面積、施設配置	

<p>(3) 構造物出来形の 確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮設構造物 仮締切矢板 地中連続壁 仮設栈橋 	<p>基準高、根入長、偏心量、延長、 掘削深さ</p> <p>基準高、連壁の長さ、変位、延長</p> <p>基準高、高さ、幅員、長さ</p>	<p>協議書、段階確認書、出来形管理 図表、工事写真、実測等により確 認</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎工 基礎杭 ケーソン 	<p>基準高、根入長、偏心量、杭径、 傾斜</p> <p>基準高、長さ、幅、高さ、壁厚、 偏心量</p>	<p>協議書、段階確認書、出来形管理 図表、工事写真、実測等により確 認</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体構造物 コンクリート構造物 法枠工 ブロック積工 法覆護岸 矢板護岸 築堤工 根固工 水制工 護床工 道路盛土工 路盤工 舗装工 	<p>長さ、幅、高さ、 その他設計図書明示の寸法</p> <p>法長、梁幅、梁高、梁中心間隔、 延長</p> <p>基準高、法長、厚さ（本体、裏込）、 延長</p> <p>基準高、法長、（厚さ）、延長</p> <p>基準高、根入長、変位、延長</p> <p>基準高、法長、幅、延長</p> <p>基準高、厚さ、幅、法長、高さ、 延長</p> <p>基準高、幅、厚さ、法長、高さ、 方向、延長</p> <p>基準高、厚さ、幅、法長、高さ、 延長</p> <p>基準高、法長、幅、延長</p> <p>基準高、厚さ、幅、延長</p> <p>厚さ、幅、平坦性、（横断勾配、） 延長</p>	<p>協議書、段階確認書、出来形管理 図表、工事写真、実測等により確 認</p>

橋梁上部工	基準高、橋長、支間長、そり	
シールド工	基準高、中心線の偏位、延長、真円度、管径	
トンネル工	基準高、幅、高さ、覆工厚さ、延長	
・その他 浚渫工	基準高、幅、延長	
植栽工	本数(面積)、目通り周、高さ、枝張り	
植生工	法長、(厚さ)、延長	
(4) 製造工場等にある 工場製品	設計図書記載の寸法	工場検査記録、出来形成果表及び出来形図、製作写真、実測等により確認
(5) その他構造物	工種に応じ、基準高、幅、厚さ、高さ、深さ、法長、長さ等	構造物ごとに、施工指針、施工要領、仕様書等を参照し、請負者と協議の上 適宜定める。

■ 建築関連工事

項目		検査内容	検査方法
杭工事		杭工事基準高、杭種、杭長、杭径、本数、支持力、偏心量、整地	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視等により確認
本体工事	躯体	柱、梁、スラブの寸法 開口位置・寸法	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認
	仕上	仕上材料、範囲、厚さ	
外溝・撤去 工事	屋外施設	形状、仕上	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認
	排水	基準高、管径、勾配、延長	
	舗装	基準高、幅、厚さ、横断勾配、平坦性	
	撤去	基準高、横断勾配、平坦性、処分	

植栽工事	樹種、寸法、支柱、名板、土壌改良	施行計画書、施工記録、納品書、工事写真、目視及び実測等により確認
------	------------------	----------------------------------

■設備工事

項目	検査内容	検査方法
設備工事	形状、管径、勾配	施工計画書、施工記録、設計審査願、工場検査報告書、工事写真、目視等により確認

別表第3（第5条関係）

品質の検査

項目	検査内容	検査方法
材料	材料の品質は設計図書等と対比して適切か	納品書、品質証明書、規格証明書、材料試験結果証明書、メーカーパンフレット等により確認
施工方法及び仕様	施工方法及び仕様は設計図書等と対比して適切か	施工計画書、施工記録、納品書、工事写真、品質管理試験結果、目視及び実測等により確認
機能及び性能の水準	土木構造物、建築物、設備又は付帯施設等の機能及び性能の水準は設計図書等と対比して適切か	目視又は実際に操作、計測して確認

別表第4（第7条関係）

中間検査の内容

検査項目		検査内容
施工状況		1 書類、その他資料などの整理状況、関係法規等の遵守状況 2 施工計画書、工事記録と工事内容との適合に関する事 3 施工、品質及び出来形管理に関する事 4 施工体制に関する事 5 工程管理に関する事 6 安全管理に関する事
出来形、品質 及び出来ばえ	出来形	形状及び寸法が設計図書等の条件との適合に関する事
	品質	性能等の水準に関する事
	出来ばえ	外観、仕上がり及び細部の取り合いに関する事

中間検査の対象及び時期

中間検査の対象及び時期については下表のとおりとする。また、別途契約局建設工事課が必要と認める場合においても行う。

■土木工事

項目	内容
中間検査の対象	下記の構造物を含む土木工事
中間検査の時期	下記のいずれかの時期に行う 1 重要構造物の配筋工事が完了したとき 2 重要構造物の基礎工事が完了したとき 3 重要構造物が埋設される前 4 えん堤等のマスコンクリート構造物の基礎岩盤掘削完了時 5 完成検査時には足場等の撤去のため、検査が出来ない部分の完了時 6 部分使用を行う前

■建築工事

項目	内容
中間検査の対象	<p>1 新築、増改築及び大規模改修工事で契約金額が1億8千万円以上の建築工事</p> <p style="margin-left: 20px;">* 大規模改修工事とは、原則として1棟の延床面積が 2,000 m² 以上の建物で、改修部位がその部位全体の過半を占める工事とする。</p> <p>2 耐震改修工事で、契約金額が1億8千万円以上の工事</p>
中間検査の時期	<p>■ 中間検査の対象が、上記1の場合</p> <p>(1)下記のいずれかの時期に行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">①最下階の内装工事の下地工事が概ね完了した時</p> <p style="margin-left: 20px;">②外装工事に着手する前</p> <p>(2)くい工事を完了した時(新築又は増築工事で、くい工事を含む場合。ただし、エレベーター増築工事の場合を除く。)</p> <p>■ 中間検査の対象が、上記2の場合</p> <p>(1)下記の時期に行う。</p> <p style="margin-left: 20px;">①耐震補強工事に先立つ既存設備の切り回し(迂回)工事の完了時</p> <p style="margin-left: 20px;">②耐震補強フレーム施工中(概ね3層以上進捗し、最上層完了前までの間)</p>

■設備工事

項目	内容
中間検査の対象	<p>1 プラント設備工事は全工事</p> <p>2 建築設備工事は新築、増改築及び改修工事で、原則として契約金額が5千万円以上の設備工事</p>
中間検査の時期	<p>下記のいずれかの時期に行う。</p> <p>1 重要機器の試運転前</p> <p>2 水中設備等の水没前</p> <p>3 充電前</p> <p>4 隠蔽箇所の施工が完了した時</p> <p>5 足場がなければ確認できない箇所が完了した時</p>

別表第5（第8条関係）

出来高検査の内容

1 一般確認事項

- 1) 監督職員があらかじめ作成した出来高設計書に計上された工事完了の確認は、次の項目により実地に検査を行う。
- 2) 現場に搬入された材料については、契約書第13条第2項の規定により監督職員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督職員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払いの対象とすることを指定した物に限る。

項目	検査内容	検査方法
(1) 工事の進捗状況	○出来高数量の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 契約書等の履行状況を確認 ・ 設計図書、施工計画書、製作図、施工管理記録、試験成績書、工事写真、出来形成果表及び出来形図、その関係書類により、出来高計上の数量を現地確認
	○現場に搬入された材料の数量の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該搬入材料の「納品書」、「納品数量表」により、材料の数量を現地確認
	(2) 出来形	○設計図書に定める形状、寸法等の確認
(3) 品質	○施工品質や使用材料の品質の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工管理品質証明書・材料品質証明や試験成績表等により確認

2 製造工場等にある工場製品の確認事項

1) 監督職員があらかじめ作成した出来高設計書に計上された工事完了の確認は、次の項目について検査を机上により行うことができる。

2) 特記仕様書に部分払いの対象として、明記された製品に限る。

項目	検査内容	検査方法
(1) 工場製品の確保	○出来高数量の確認 ○保管状況の確認	・設計図書、施工計画書、設計図、工場製作管理記録、試験成績書、製作写真、その他関係書類により、出来高計上の製品数量を確認 ※なお、写真により数量の確認ができない場合は、監督職員が実地により数量等の確認検査を行ったことがわかる写真により確認 ・当該工場製品の確保ができていないかを「保管請書」及び「保管場所・保管状況が分かる写真」により確認
(2) 出来形	○設計図書に定める形状、寸法等の確認	・工場検査記録、出来形成果表及び出来形図、製品寸法の実測写真により確認
(3) 品質	○設計図書に定める機能・性能の確認	・工場製作管理記録、試験成績書により確認